

神奈川県 厚木保健福祉事務所 実地指導結果について

介護保険事業者は、介護保険法に基づいて、事業の認可元である県の実地指導を受けることになっています。

実地指導方法は、神奈川県より実施通知を受け、運営報告書類を提出するとともに、現地視察による実地指導を受けます。実施対象事業は、神奈川県より都度指定があります。そして、その指摘事項に対する改善措置を理事会に諮り、県に報告することになっています。

H23年度に受けた現地視察による実地指導結果がH23年8月および平成23年10月に通知されました。

えびな南養護老人ホーム、えびな南高齢者施設（いずれも平成23年8月2日実施）
えびな北高齢者施設（平成23年10月4日実施）

いずれも、文書指摘事項はありませんでした。